

## ごあいさつ

近年における情報技術の発展は、ビジネス・社会・経済の在り方に大きな影響を与えています。とりわけインターネットに代表される情報技術の普及によって、これまでの地理的・物理的な制限を越えたグローバルなコミュニケーション環境が創出され、ビジネス活動や個人生活レベルの向上に大きく貢献したといえるでしょう。

一方、こうした情報技術の発展は、情報社会における無形財産の在り方について深刻な問題を引き起こしています。

特に、インターネット上での著作権については、近年の著作物を飛躍的に利用しやすくなるソフトウェアの開発などにより、益々その保護が難しくなっているといえます。

「コピーマート」は、デジタル技術の活用によりインターネット上の著作物に利用許諾条件を埋め込むことにより、これらの著作物を流通させようとする法モデルかつビジネスモデルです。

コピーマートは1993年と1994年のWIPO（世界知的所有権機関）の国際シンポジウムで提唱されるなど内外で注目を浴びており、1990年後半からは、総合研究開発機構（NIRA）、情報処理振興事業協会（IPA）、日本学術振興会、文部科学省私立大学学術フロンティアなどの支援により、その研究を進めてきました。

特定非営利活動法人コピーマート研究所は、これまで培った研究の成果を基礎に、コピーマートを応用した様々な分野でのビジネスモデルを構築し、さらに企業との協働を通じて積極的に展開することで、知的財産権の円滑な運用に貢献することを目指して設立されました。本研究所は、情報社会における種々様々な問題解決の一策としてコピーマート理論を基盤とした研究を進め、これをもとに知的財産権取引市場の構築を行うことで、知的財産の円滑な流通と利用促進を図るのみならず、研究成果をシンポジウム、出版等を通じて広く一般に公表し、知的財産の利用に付随して生じる法的な諸問題について一般の意識の普及を図ることが、健全な情報社会の基盤構築につながると確信しております。

何卒、私共の活動にご理解を頂き、賛同を得て、宜しくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人コピーマート研究所  
理事長 北川善太郎

## 特定非営利活動法人 コピーマート研究所概要

### 名 称

特定非営利活動法人 コピーマート研究所

### 所 在

主たる事務所

京都府京都市下京区中堂寺粟田町 93 番地 京都リサーチパーク 4 号館

従たる事務所

東京都港区虎ノ門 2 丁目 1 番地 1 号 商船三井ビル 2 階

### 理事長

北川 善太郎 ( 京都大学名誉教授、財団法人比較法研究センター 理事長 )

### 副理事長

阿部 浩二 ( 社団法人著作権情報センター附属著作権研究所 所長 )

松澤 三男 ( 株式会社商事法務 代表取締役社長 )

### 理 事

青山 葆 ( 青山特許事務所 相談役 )

上野 幹夫 ( 東京布井出版株式会社 代表取締役社長 )

加藤 治彦 ( 株式会社 N T T データ メディアサービス事業部 事業部長 )

岸田 謙二 ( 株式会社 D N P デジタルコム 企画販促本部長 )

### 監 事

村井 正 ( 関西大学法学部 教授 )

## 設立趣旨

特定非営利活動法人コピーマーケット研究所は、情報社会における種々様々な問題解決の一策としてコピーマーケット理論を基盤とした研究と、知的財産権取引市場の構築を推進することで、知的財産の円滑な流通と利用促進を図るとともに、これら研究成果をシンポジウム、出版等を通じて広く一般に公表し、知的財産の利用に付随して生じる法的な諸問題について一般の意識の普及を図り、調査・研究、教育・研修や内外の関連研究機関との交流にとどまらず、コピーマーケットの事業化と知的財産取引に係る一連の研究事業の推進を行なうことで、健全なる情報社会の基盤構築に資することを目的とします。

## コピーマーケットとは

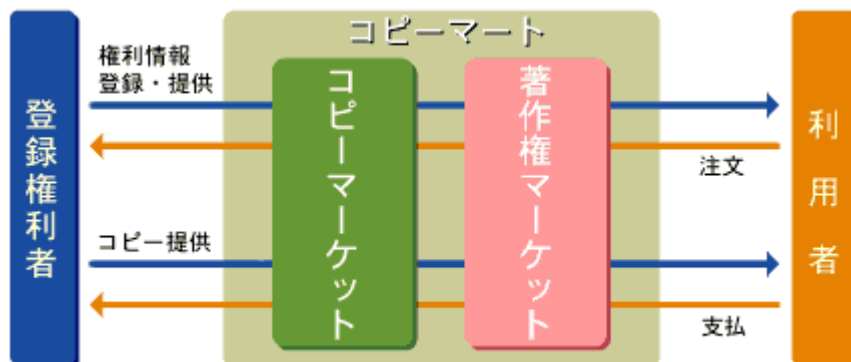
「コピーマーケット」(Copymart)とは、デジタルコンテンツの流通に関する契約モデル(システム契約)であり、権利者があらかじめそのコンテンツの利用条件を決めた権利データを登録し、かつ、そのコンテンツのコピーが代金と引換に提供される取引市場のことを指します。

コピーマーケットは「コピーはいけない」という従来の権利処理に対する考え方に対して、契約を介することによって、あらかじめ権利者の許諾があるので「コピーができる」仕組みを構築しようとするものです。

取引において著作権処理が契約を介してなされていること、権利者が著作物のコピーの提供条件を提示できること、著作物の使用に対する支払いが権利者に対してなされていること、等がコピーマーケットの基本的な要素であり、デジタル・マルチメディア著作物に限られるものではありません。

コピーマーケットは種々の目的のために構築され、利用されますので、「コピーマーケット」という単一の市場があるわけではありません。民間の手によって「コピーマーケット」の考え方に基づきあちこちに取引の場が作られることになります。

このような取引市場では、著作権の利用の個別許諾がスムーズになされ、利用者が望む著作物のコピーが簡単に入手でき、しかもコピーの対価が著作権者に支払われることになります。



## 事業計画

### 調査研究の受託

現在の日本のコンテンツ流通ビジネスに従事するクリエイター、プロダクション、出版社、メーカー等には、知的財産についての専門家がまだ少なく、その帰属・管理及び取引についての問題が多く生じています。これらの問題の受け皿となり、法的問題について調査・研究を行う民間非営利セクターの存在が重要性を増すことになると思われます。

コピーマート研究所では、内外の豊富なヒューマンリソースとネットワークを利用し、知的財産ビジネスに係る調査研究を受託し、その研究結果を報告します。

### コピーマートのビジネスモデル開発

コピーマートは、インターネット上でコンテンツの権利者が著作権データを登録し、ライセンス条件を提示すると共にその著作物も登録し、利用者がそこに登録された著作権データを見て、注文して著作物のコピーを入手するモデルです。このコピーマートを応用したビジネスモデルは、取り扱うコンテンツの種類等に制限されることがないことや、その仕組みは著作権に限定されるものではないため、著作物が関係していれば情報や他の知的財産にも応用できるため、柔軟で汎用性の高いシステムとして用いることができます。

コピーマート研究所は、ネットワーク上で自由な取引市場を構築するというコピーマートの基本的な考え方を、知的財産の取引に関する活動を行う企業、研究機関その他に応用することで、知的財産取引の促進に貢献します。

### 裁判外紛争処理事業

インターネットの利用において、一般の利用者が知的財産権のある画像や写真などを自分のホームページに勝手に掲載したり、著作物を無断で交換したりするなど、知的財産権の権利者と利用者との間に紛争が発生するケースが増加しています。知的財産の円滑な運用のためには、これらの問題は出来る限り速やかに解決されることが望まれています。

多大な時間を要する現行の裁判の迅速化への取り組みなど、司法制度そのものの改革は急務ですが、一方において、消費者がトラブルを裁判に持ち込む前に、簡易かつ迅速に、しかも低コストで紛争処理を図れる多様な仕組みも併せて設け、当事者のニーズに応じてその紛争解決の手段を選択できるようにするための取り組みが必要です。

コピーマート研究所は、知的財産権にかかわる権利者及び管理事業者、利用者、第三者によって発生する紛争に関して、大学や法曹界における知的財産権の専門家とのネットワークを活用し、斡旋と裁定を通じて、両当事者へ解決案を提示することによりこれらの問題の円滑な解決を目指す裁判外紛争処理（A D

R)に関する活動を行います。実施に当たっては特に、紛争が発生する前段階におけるトラブル回避のための方策の検討にその重点を置いてゆきます。

#### 人材教育支援

現在のコンテンツビジネスにおいて、その権利処理・管理システム等に従事する人員は決して多くはなく、製作や利用の段階で発生する知的財産や契約の問題について十分に対応できているとは言いがたい状況です。このことは、今後の知的財産の円滑な取引にとって大きな障害となると考えられ、知的財産の取引に関する正しい理解をもった人材の教育が焦眉の問題になると思われま

す。コピーマート研究所は、知的財産に関する教育・研修活動を通じて、知的財産の取引に付随して生じる法的な諸問題について正しい理解・普及を図るための活動を行います。

企業との係わりにおいては、知的財産にまつわる実務的な問題(知的財産法制、知的財産に関する税制、契約文書の作成その他)についての講座や研修の実施を考える他、より積極的に知的財産の戦略的な活用という観点から、欧米における知的財産をめぐる現状や、知的財産の財務評価についての短期講座を実施し、知的財産に関する実務的な専門家の育成を図ります。